

金融機関のオペレーショナル・リスクに対する 国際的な規制監督の動向について

「オペレーショナル・リスク」は、金融機関の抱えるリスクの中で、近年特に注目が高まっているリスク・カテゴリーのひとつである。本稿では、国際的な銀行監督機関であるバーゼル銀行監督委員会が取り組んでいるオペレーショナル・リスクに絡む活動を概観し、新 BIS 規制案におけるオペレーショナル・リスクの考え方を紹介する。

1. オペレーショナル・リスクへの関心の高まりとバーゼル委員会の動き

「銀行が抱えるリスクとは」と問われて、果たしてどのようなリスクが思い浮かぶであろうか。—— 与信先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少または消失し、損失を被るリスク（信用リスク）や、金利や為替、有価証券の価格など市場の変動によって、保有する資産や負債の価値が変動して損失を被るリスク（市場リスク）などが挙がってくるであろう。実際、これまで銀行が計量化に力を入れてきたのはこれらのリスクである。

では、「オペレーショナル・リスク」はどうであろうか。一般的には、人の手を介する事によってエラーが生じるなどの「事務リスク」や、プログラミング・エラーやシステム障害などに代表される「システム・リスク」が、これまで「オペレーショナル・リスク」と同義に捉えられてきた。しかし、これは各銀行が、業務マニュアルを作成し、職員が適切な訓練を受け、正確な事務処理を行い、プロセス・チェックを徹底し、情報管理に関する職員の意識や技術を向上させることにより、そのリスクの顕在化を未然に防ぐことが可能だと捉えられており、銀行が抱えるリスクの中では重要性が低いものと考えられてきた。

バーゼル銀行監督委員会（以下バーゼル委員会）でも、オペレーショナル・リスクを「信用リスク、市場リスク、金利リスク以外のリスク」、即ち「その他のリスク（Other Risks）」を成すものとして捉えてきていた。例えば、現行の BIS 規制では、信用リスクと市場リスク（トレーディング勘定）のみを明示的に自己資本の賦課対象としており、その他のリスクについては信用リスクに関連する自己資本バッファで暗黙裡にカバーされていると理解されている。

しかしながら、近年の大規模なシステム障害や情報漏洩等の不正行為に目を向けると、損失に繋がる頻度は低いものの、いったん表面化してしまうとそのインパクトは想像以上に甚大となっている。また、近頃の規制緩和とグローバル化、金融テクノロジーの高度化

とも相まって、銀行業務は日増しに多様で複雑なものへ変化してきていることもリスクの増大に拍車をかけている（図表 1）。

図表 1 新たなオペレーショナル・リスクの変化の例

- 銀行業務の自動化が進み、手作業等による事務リスクが減少する一方で、コンピュータ・システムの障害やシステムダウンなどが発生するリスクが増加している
- インターネット・バンキング等電子商取引の発達で、例えば外部不正行為やセキュリティ等に絡むリスクが新たに認識されている
- アウトソーシングの利用でリスクは一部減少するものの、業務受託機関の利用による質の悪化や倒産によるサービスの中断等のリスクが増加している
- 新規事業への参入に伴い発生する未確認のリスクが増加している

(出所) Basel Committee on Banking Supervision, *Sound Practices for the Management and Supervision of Operational Risk*, Sep 2002 等より野村総合研究所作成

このような環境変化を背景に、バーゼル委員会は、オペレーショナル・リスクが金融機関の健全なリスク管理を考える上で重要な要素になりつつあると判断し、1998年9月にG10諸国主要銀行のオペレーショナル・リスク管理手法の評価を目的としてインタビューを行い、その結果を発表した。また、1999年には新BIS規制第一次市中協議案において、現BIS規制の対象となっているリスクの精緻化を発表し、オペレーショナル・リスクを信用リスク、市場リスクと同様に、明示的な規制上の賦課対象とすることが提案された。また、2001年1月には、オペレーショナル・リスクに関する自己資本賦課の割合の目標値を20%に設定した。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額}}{\text{信用リスクアセット額} + \text{市場リスク相当額} \times 12.5} \times 100\%$$

+オペレーショナル・リスク

その後も、バーゼル委員会は、オペレーショナル・リスクの管理をめぐって、次のような対応を講じてきた。

- ① オペレーショナル・リスクに関する自己資本賦課の割合の目標値を 20%から 12%へ下方修正 (2001 年 6 月)
- ② 算定の枠組みやその手法を検討したワーキング・ペーパーの発表 (2001 年 9 月)
- ③ オペレーショナル・リスク管理のフレームワーク構築にあたって留意すべき事項及び当局が検証する際の指針等を示した原則等の公表 (2001 年 12 月)、及び同原則 (改訂版) の公表 (2002 年 7 月)

この他にも、提案された算定手法を用いた場合に、銀行の所要自己資本がどの程度になるのかという実地調査が既に 2 回実施されており (2001 年 5 月及び 2002 年 1 月)、新 BIS 規制最終案の公表に向けて着々と準備が進んでいる模様である (図表 2)。

図表 2 バーゼル委員会によるこれまでの動き

1988 年 7 月	現行 BIS 規制「自己資本の計測と基準に関する国際的統一化」の公表
1992 年末	現行 BIS 規制の適用開始期限 (日本は 1992 年度末)
1996 年 1 月	市場リスク (トレーディング勘定) を BIS 規制の対象に含めるよう改定
1997 年末	市場リスク規制適用開始 (日本は 1997 年度末)
1998 年 9 月	「オペレーショナル・リスク管理」インタビュー結果を公表
1999 年 6 月	新 BIS 規制に関する第一次市中協議案「新たな自己資本充実度の枠組み」の公表 ¹
2001 年 1 月	第二次市中協議案「自己資本に関する新しいバーゼル合意」の公表 ²
5 月	「第二次定量的影響度調査 (第 1 部) (QIS2-Tranche1)」開始
6 月	「自己資本に関する新しいバーゼル合意」の更新状況について公表
9 月	「オペレーショナル・リスクに関するワーキング・ペーパー」を公表
12 月	「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」を公表
2002 年 1 月	「第二次定量的影響度調査 (第 2 部) (QIS2-Tranche 2)」開始
7 月	進捗状況について新聞発表
〃	「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」 (改訂版) を公表
10 月	「第三次定量的影響度調査 (QIS3)」開始
2003 年 5 月	第三次市中協議案の公表予定
4 Q	新 BIS 規制最終案の公表予定
2006 年末	新 BIS 規制適用開始予定

(出所) バーゼル委員会資料、The Bankers (2002 年 8 月号) 等より野村総合研究所作成

¹ 飯村慎一「BIS 自己資本比率規制見直しの動きについて」『資本市場クォーターリー』1999 年夏号参照。

² 漆畑春彦「BIS 規制改正案・第 2 次市中協議案の概要について」『資本市場クォーターリー』2001 年春号参照。

また、オペレーショナル・リスク管理の重要性に注目しているのは、銀行業界に限らない。証券、保険業界においても同様のリスクを抱えており、まだ踏み込んだ議論は展開されていないものの、リスク管理充実に向けて検討はなされている。

例えば、IOSCO (International Organization of Securities Commissions : 証券監督者国際機構) が 1998 年に公表したレポート³では、証券会社はオペレーショナル・リスクも含めてリスク管理を行うべきだと述べている。また、金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラム⁴が 2001 年 11 月に公表したレポート (「リスク管理の実務と自己資本規制」) の中でも、高度な金融商品が開発され、システムの自動化がすすんでいる銀行や証券、保険業務を行う企業にとって、オペレーショナル・リスク管理は優先順位の高い事項として位置付けられている。

2. 新 BIS 規制案におけるオペレーショナル・リスクの考え方

1) オペレーショナル・リスクとは

そもそも、オペレーショナル・リスクとはどのように定義され、どこまでが対象範囲になるのであろうか。2001 年 1 月にバーゼル委員会が第二次市中協議案の中で示し、同年 6 月に決定された定義は、次の通りである。

「内部プロセス・人・システムが不適切である若しくは機能しないこと、
または外生的事象から生じる損失に係るリスク⁵」

この定義は、規制上の最低所要自己資本の賦課を目的としているため、法的リスクは含まれるが、戦略リスク、風評リスク、システミック・リスク⁶などは含まれない。また、この定義は、内部管理を目的とする場合には、各銀行が自行の特徴に合わせて変更しても良いことになっている。ただし、その場合、個別の銀行が直面しているオペレーショナル・リスク全てを考慮しており、且つ深刻な損失をもたらす可能性がある主要因を捉えたものでなければならないとされる。

³ IOSCO, *RISK MANAGEMENT AND CONTROL GUIDANCE FOR SECURITIES FIRMS AND THEIR SUPERVISORS*, May 1998.

⁴ 「金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラム (The Joint Forum on Financial Conglomerates)」は、1996 年にバーゼル委員会、IOSCO、保険監督者国際機構 (IAIS) の後援により設立されている。金融コングロマリットに関する監督上の諸問題を検討していた「三者会合」 (Tripartite Group) が前身。

⁵ “the risk of loss resulting from inadequate or failed internal processes, people and systems or from external events” (Basel Committee, *Working Paper on the Regulatory Treatment of Operational Risk*, Sep. 2001.)

⁶ 「個別の金融機関の倒産、特定の市場または決済システム等の崩壊が、他の金融機関、他の市場、または金融システム全体に波及するリスク」を指す。

2) オペレーショナル・リスクの範囲

オペレーショナル・リスクに関する先の定義を見ると、「内部プロセス、人、システム及び外生的事象」といったオペレーショナル・リスクが発生する「原因」に着目していることが分かる。バーゼル委員会は、これまでのペーパーの中で、原因が引き起こす「事象（イベント）」のタイプ、その結果起こる「損失」のタイプを提示し、規制上のオペレーショナル・リスクの範囲を明確化してきた（図表 3、4）。また、それと同時に、どういった原因によって、どういった事象が起きて損失が発生したか、という原因から損失発生という結果に至るまでの過程を分類（図表 5）した上でデータベース化し、それを計量化に用いて管理を行うことで、リスクを軽減させることも目指してきた。

図表 3 事象タイプとその定義

事象タイプ	定義
内部不正行為	少なくとも内部関係者が 1 名関与する詐欺、財産の横領、規制・法律・社内規則の回避を目的とした類の行為（但し、差別的な問題に関連した事象を除く）
外部不正行為	第三者による詐欺、財産の横領、法律の回避を目的とした類の行為。
雇用慣行及び職場の安全	雇用・健康・安全に係る法律又は協定（agreement）に反した行為、個人損害賠償を支払うこととなるような行為、差別問題に関連した申立て
顧客、商品及び商慣行	受託者要件、適合性要件を含む特定の顧客へ職務上の義務を果たそうとして、又は商品の性質・設計から生じる、故意でない若しくは不注意な失敗
物的資産の損害	自然災害やその他事象から生じる物的資産の損失又は損害
事業活動の中断及びシステム障害	事業活動の中断若しくはシステム障害
取引執行、デリバリー、及びプロセス管理	（取引相手・ベンダーに絡む）取引処理若しくはプロセス管理の失敗

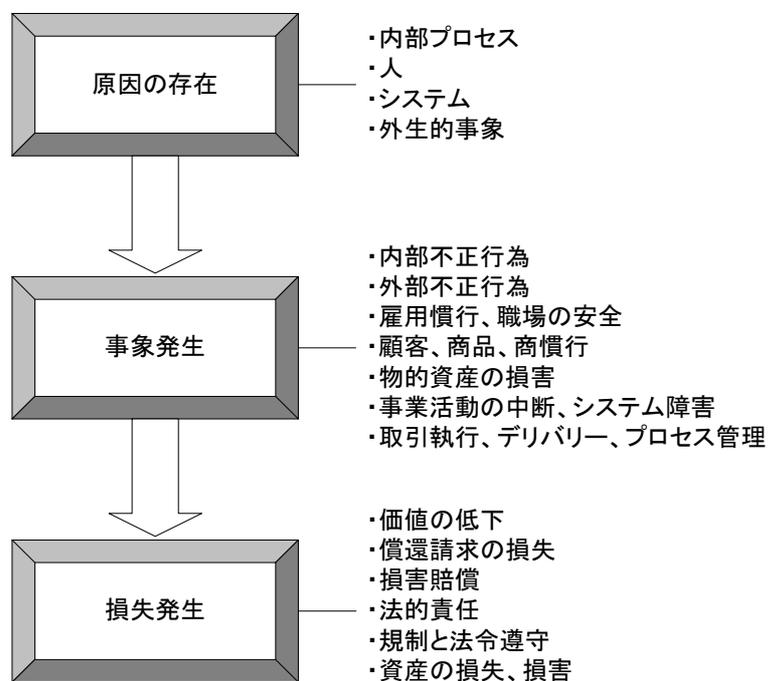
（出所）Basel Committee on Banking Supervision, *Sound Practices for the Management and Supervision of Operational Risk*, July 2002 より野村総合研究所作成

図表 4 損失タイプとその定義

損失タイプ	定義
価値の低下 （Write-downs）	窃盗、詐欺、無許可行為に起因した資産価値の直接的低下、またはオペレーショナル上の事象の結果として生じた市場及び信用損失
償還請求の損失 （Loss of Recourse）	間違った相手へ支払い、それが回収できない
損害賠償 （Restitution）	損害賠償としての顧客への元金及び（または）利子支払、または、顧客へ支払われたその他の形式の賠償コスト
法的責任	判決、和解及びその他法的費用
規制と法令遵守 （税関連含む）	罰金、または免許取消しといったペナルティに係るその他の直接的コスト
資産の損失、損害	ある種類の事件（事故）に起因した物理的資産（証券、免許状等を含む）の価値の直接的低下（例えば、不注意、事故、火事、地震等）

（出所）Basel Committee on Banking Supervision, *Operational Risk*, Jan 2001 より野村総合研究所作成

図表5 オペレーショナル・リスクの範囲と損失発生までの流れ



(出所) 野村総合研究所作成

3) 計測手法

計測手法については、2001年1月第2次市中協議案の補論、2001年9月の「オペレーショナル・リスクに関するワーキング・ペーパー」で検討されている。即ち、銀行が自らのリスク管理の水準に合わせて計測手法を選択できるよう、3つの手法が提示されている。

(1) 基礎的指標手法 (The Basic Indicator Approach)

銀行全体の粗利益と固定数値割合 (α)⁷ との積によって所要自己資本が決定される手法 ($K=EI*\alpha$)。この手法は、粗利益さえ分かれば算出が可能であり、実施は比較的容易である。しかし、各銀行の自己資本の必要量や特徴が反映されておらず、単純業務を行う小規模銀行には適しているものの、国際的に活動する銀行やオペレーショナル・リスクが他の銀行よりも大きな銀行については、この手法を用いることは好ましくないとされる。

⁷ 具体的な掛け目は、監督当局によって決定される。

(2) 標準的手法 (Standardised Approach)

銀行業務のビジネスユニットを8つのビジネスラインに分割(図表6)し、ビジネスラインごとの粗利益と固定数値割合(β)⁷との積を算出し、各々の数値を合算することによって銀行全体の所要自己資本を導き出す手法($K = \sum (EI_{1-8} * \beta_{1-8})$)。業務内容を反映することにより、銀行によってそれぞれ異なるリスク・プロファイルを基礎的指標手法に比べてより正確に反映させることができると考えられる。

図表6 標準的手法を用いる際のビジネスユニットとビジネスライン

ビジネスユニット	ビジネスライン
投資銀行	コーポレート・ファイナンス (地方公共団体、政府向けファイナンスと マーチャント・バンキングを含む)
	トレーディング及びセールス
銀行	リテール・バンキング
	コマーシャル・バンキング
	支払と決済
	エージェンシー業務とカスタディ
その他	資産管理
	リテール・ブローカレッジ

(出所) Basel Committee, *Working Paper on the Regulatory Treatment of Operational Risk*, September 2001.

(3) 先進的計測手法 (Advanced Measurement Approaches)

銀行自身を用いているリスク評価手法(過去の損失実績などをもとにしたもの)が一定の要件を満たす場合には、その手法による所要自己資本額の計測を認める(例えば、内部計測手法、損失分布手法、スコアカード手法など)。この場合、損失が発生する頻度が低い、影響度が高い事象に関する計測を行うことは、損失事例数自体が少ないので難しいと判断される。このため、シナリオ分析を行うことが必要となってくる。また、ワーキング・ペーパーでは、銀行の多くは、この先進的計測手法を用いることが予想されているが、各銀行内で保有している損失データが乏しいため、銀行外部のデータを用いて補完することがこの手法を用いる際の条件となっている。

4) 損失データ収集とデータベース化にむけた動き

最近では、複数のオペレーショナル・リスク管理システムベンダー⁸がリスク管理のためのパッケージを提供している。また、先進的計測手法を用いる際、外部の損失データが必要となってくるため、国境を跨いだ業界共通の損失事象データベースを構築しようとの動きもある。現在、そうしたデータベースを構築している主要なコンソーシアムとしては、

⁸ 主要ベンダーとして、Amelia、NetRisk、OpVantage、HSBC Operational Risk Consultancy、Algorithmics、Centerprise Services、Riskmanagement Concepts Systems がある。

Basel Consortium、MORE（Multinational Operational Risk Exchange、OpVantage 社がマネージング・エージェント）、BBA（英国銀行協会）の Gold（Global Operational Loss Database）などがある。業界共通のデータベースは、各銀行内のデータベースを補完する上で有用だと考えられる一方、国によって慣行や法制度等が異なるため、そのままでは参考にならないのではないか、との見方もある。

5) 監督、内部管理に関する 10 の原則

その他にも、バーゼル委員会は、各銀行がオペレーショナル・リスクの管理に関するフレームワークを確立する上での指針となるよう、リスク管理監督のための「10 の原則」を 2001 年 7 月末公表の「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」と題する協議文書（改訂版）の中で提示した⁹。

この「10 の原則」は、リスク管理体制と監督当局による監視体制の在り方及び情報開示、即ち、①適切なリスク管理環境の構築に関する原則、②識別、評価、監視、コントロール/軽減といった一連のリスク管理プロセスに関する原則、③監督当局の役割に関する原則、④ディスクロージャーの役割に関する原則からなる（図表 7）。

第二次市中協議案では、銀行自身が適切なリスク管理手法を開発し、各行の自主性を重んじた監督手法を採用するようにと提案されている。「10 の原則」は、そのガイドラインとなるべく提示されたものである。

⁹ 2 ヶ月間のコメント期間（2002 年 9 月 30 日迄）を設けた後、最終版を公表する予定。

図表7 オペレーショナル・リスク管理、監督のための10の原則

原 則
適切なリスク管理環境の構築
原則1：取締役会は、銀行のオペレーショナル・リスクの主要な側面を管理すべき明確なリスクカテゴリーと認識し、銀行のオペレーショナル・リスク管理のフレームワークを承認し、また定期的に見直すべきである。このオペレーショナル・リスク管理のフレームワークでは、銀行に広くオペレーショナル・リスクの定義を示し、どのようにしてオペレーショナル・リスクを識別、評価、監視し、コントロール/軽減するかといった原則が示されるべきである。
原則2：取締役会は、銀行のオペレーショナル・リスク管理のフレームワークが、運営上独立しており、適切な訓練を受けた適任者が効果的・包括的に内部監査することを保証すべきである。内部監査機能は、オペレーショナル・リスク管理に関して直接的責任を負うべきでない。
原則3：上級幹部は、取締役会が承認したオペレーショナル・リスク管理のフレームワークの実施に関して責任をもつべきである。そのフレームワークは、銀行組織全体で実施され、あらゆる職員が、オペレーショナル・リスク管理に関する各々の責任を理解すべきである。上級幹部は、銀行のあらゆる商品、業務、プロセス、システムにおけるオペレーショナル・リスク管理のための方針、プロセス、手順を策定する責任も負うべきである。
リスク管理：識別、評価、監視、コントロール
原則4：銀行は、あらゆる種類の商品、業務、プロセス、システムに内在しているオペレーショナル・リスクを識別、評価すべきである。また銀行は、新商品、業務、プロセス、システムが導入若しくは実施される前に、適切な評価手順にかけるとを保証すべきである。
原則5：銀行は、定期的なオペレーショナル・リスク・プロファイルと損失に関する重要なエクスポージャーを監視するプロセスを行うべきである。上級幹部と取締役会に対して、定期的に関連情報を報告すべきである。
原則6：銀行は、重要なオペレーショナル・リスクをコントロール若しくは軽減するための方針、プロセス、手順を持つべきである。銀行は、リスクの識別及びコントロールのための代替的な戦略の実現可能性を評価し、銀行の全体的なリスクの選好及びプロファイルに照らして、適切な戦略を用いて、オペレーショナル・リスク・プロファイルを調整すべきである。
原則7：銀行は、継続事業体として業務を営む力を確保し、深刻な事業中断時の損失を最小にするために緊急時事業継続プランを構築すべきである。
監督当局の役割
原則8：監督当局は、（規模に関わらず）銀行に対して、リスク管理の全体的なアプローチの一部として、オペレーショナル・リスクの識別、評価、監視、コントロール若しくは軽減のための効果的なフレームワークを要求すべきである。
原則9：監督当局は、直接的若しくは間接的にオペレーショナル・リスクに関する銀行の方針、手順および実務を定期的に独立して評価すべきである。銀行監督当局は、銀行での進展状況が把握し続けられるよう、適切な報告体制を確保すべきである。
ディスクロージャーの役割
原則10：銀行は、市場参加者がオペレーショナル・リスク管理に対する銀行のアプローチを評価することが出来るよう、十分な情報公開を行うべきである。

(出所) Basel Committee on Banking Supervision, *Sound Practices for the Management and Supervision of Operational Risk*, Sep 2002より野村総合研究所作成

補 足 説 明
<p>適切なリスク管理環境の構築</p> <p>取締役会が、銀行全体のオペレーショナル・リスク管理のフレームワーク実施を承認。フレームワークに含まれるもの：オペレーショナル・リスクの構成要素を明確に示したオペレーショナル・リスクの定義、リスクの識別、評価、監視、コントロール/軽減といった一連のアプローチの概要を示した方針等。フレームワークを実施可能にする管理体制の構築。フレームワークの定期的な検証及び改善。</p> <p>フレームワークをもとに、各管理職が適切かつ効率的にコントロールできるように、より具体的な方針や手順を策定、取締役会による承認。各管理職は方針や手順の実施に責任をもつ。上級幹部は各管理職責務全うのために、各管理職の職務権限、責任、報告関係を定める。</p> <p>内部監査の対象範囲を設定し、監査機能は方針や手順が適切に実施されているかを検証。監査機能の独立維持、監査プログラムの範囲/頻度の適正化。</p>
<p>リスク管理：識別、評価、監視、コントロール</p> <p>1) 識別と評価 内部要因(組織構造の複雑性、銀行業務の性質、職員の質、組織変更や離職率など)、外部要因(業界変化や技術進歩など)の両方を考慮。</p> <p>2) 監視(モニタリング) 定期的な監視。方針や手順の欠陥を迅速に発見、修正。監視頻度は、関係するリスクと業務環境変化の頻度及び性質を反映。</p> <p>3) リスク・コントロール及びリスク軽減 リスク対処するよう設計・実行。コントロール可能なリスク:コントロール手順や対策を決定。コントロール不可能なリスク:リスクを受け入れるか、事業から撤退するか、活動水準を引き下げるかを決定。低頻度高影響度の不可避な事象(自然災害等)は、例えば保険契約を行うなど外部化することでリスク削減も可能。但し、このような手段は、内部コントロールの補完手段とみなすこと。</p> <p>4) 定期報告 業務ユニット及び内部監査機能から上級幹部への定期報告。内部財務データ、業務データ、コンプライアンス・データ、損失事象に関する外部市場情報なども含む。経営陣は、内部報告書の有用性/信用度の評価のために外部(外部監査、監督当局)からの報告書も活用。</p> <p>5) 緊急時対策及び事業継続プランの構築 物理的インフラの損傷や寸断といった銀行の力が及ばない範囲で原因が起きて銀行業務が滞るなど、今後起こりうるシナリオを考慮して事業回復及び緊急時対策プランを構築。外部バンダーや第三者のサービス提供事業者利用銀行は、サービス機能が停止に備えて、代替手段を準備。業務の著しく滞っている状態で、対策プラン実行可能かを定期的に検証。</p>
<p>監督当局の役割</p> <p>銀行がオペレーショナル・リスク管理するための手法を構築、その利用を促進させる責任。銀行に当該ガイドラインに合致したフレームワークの構築を要求。銀行及び外部監査人と直接的な報告体制を構築。</p> <p>評価には、以下のような検証を盛り込む</p> <ul style="list-style-type: none"> －銀行のリスク・プロファイル及び(適切な場合には)内部的な自己資本目標に関連したオペレーショナル・リスクに対する全体的な自己資本の充実度評価のプロセス －オペレーショナル・リスクに関連する銀行のリスク管理プロセスおよびコントロール環境全体の有効性 －損失データ及びその他潜在的なオペレーショナル・リスク指標データを含んだ銀行のリスク・プロファイルを監視、報告するシステム －リスクイベントと脆弱性(危険度)を適宜、効果的に解消する手順 －オペレーショナル・リスク管理プロセス全体の品質を保証するための内部コントロール、検証、監査プロセス －オペレーショナル・リスク削減努力の有効性 －事業回復/緊急時対策プランの品質と包括性
<p>ディスクロージャーの役割</p> <p>投資家や取引相手が、各銀行が効果的な識別、評価、モニタリング、コントロールを行っているかどうか判断できるよう、オペレーショナル・リスク管理のフレームワークを開示。</p>

3. 今後の展望

現在、バーゼル委員会は、最低所要自己資本、監督検証、市場原則という「三つの柱」に基づいた資本規制のより包括的なフレームワークの構築に取り組んでおり、2002年10月1日以降、第三次定量的影響度調査（QIS3）が実施されている。これは、最低所要自己資本に関する実地調査であり、各国の主要銀行が所要自己資本を算定し、バーゼル委員会による提案が適正であるかを図る目的で行われる。この結果を取り入れた形で、2003年5月を目処に第三次市中協議案が公表される予定であり、2003年第4四半期には、新BIS規制最終案が公表され、2006年末より順次適用が開始される予定となっている。

バーゼル委員会の当面の課題としては、オペレーショナル・リスクを管理する上で欠かすことのできない計測手法の開発（特に先進的計測手法）と、基礎的指標手法と標準的手法で用いられている係数（固定数値割合 α 及び β ）の設定がある。また、先進的計測手法については、未だ共通の確立された手法があるとは言い難い。今後も金融機関や監督当局から新たな手法の提示があるだろうが、その動向が大いに期待される。

（小橋 亜由美）